

特集

岐路に立つ難民保護

特集の趣旨

人見 泰弘 編集委員

2015年、世界各地で難民をめぐるニュースが盛んに報じられた。

東南アジアでは、ビルマ（ミャンマー）からイスラム系少数民族・ロヒンギャ難民が離脱し、アンダマン海をさまよう事態が発生した。民政移管が進むとはいえ、2012年にはビルマ西部のラカイン州で仏教徒とイスラム教徒との衝突が起きるなど、迫害の恐れはいまだ消え去ってはいない。難民は、同じくイスラム教文化圏であるタイ南部、マレーシア、インドネシアを目指したが、その受け入れは難航した。難民の「押し付けあい」への批判に対し、マレーシア・インドネシア両国が、ロヒンギャ難民の期限付き受け入れを表明することになった。しかし、この受け入れは第三国定住などを含む国際社会からの支援を前提とした一時的支援に留まるもので、本格的な対応策は先延ばしとなっている。

またシリア、イラク、アフガニスタンなどから大規模に難民が離脱し、地中海や東欧諸国を横断して欧州に流入した。短期間でかつ大量の難民流入に直面したEUは、難民受け入れの負担を加盟国で分担するためにクォータ制を提示したものの、受け入れ数をめぐる調整は難航した。また、さらなる難民の流入を懸念して、スウェーデンやデンマークなどは国境審査を復活させ、EUの制度的な柱でもある域内移動の自由が制約されることになった。難民受け入れは大きな政治課題となり、EUは大きく揺れ続けている。

難民保護をめぐる議論が国際的に広まるなか、本特集は、難民保護の現状と課題を異なるディシプリンから論じている。

滝澤論文は、国際関係論の観点から、難民保護の国際環境を論じている。ここでは難民保護を、国際公共財の視点から捉える。難民危機が発生したとき、それぞれの国家が協力して難民に保護を提供することで、国際社会には秩序と安定がもたらされる。しかしそれは同時に、他国が難民に保護を提供してくれれば、自国が保護を提供せずとも国際社会の秩序や安定がもたらされることでもある。それゆえ、他国の保護を期待して自国は負担を負わない「ただ乗り」へのインセンティブが発生しやすく、各国が保護を提供する自発的な動機付けに乏しくなる。難民保護が国際公共財としての特質を内包するがゆえに、難民保護は閉鎖的になりがちになってしまう。こうした性質をいか

に乗り越えて、難民保護の国際環境を構築するかという課題が提示される。

山本論文は、国際人権法の観点から、日本の難民保護制度の現状と課題を明らかにする。まず難民条約の解釈適用の発展において人権条約が介在した意義を押さえつつも、その具体的な役割が十分に解明されたとは言えないとして、人権条約の影響を意識的に解釈する作業の必要性を指摘する。また、国際法においては「庇護を求める権利」が意識されているものの、日本の難民認定制度ではこの観念や制度が未確立である。日本の難民政策の方針を示すうえでも、「庇護を求める権利」の輪郭をどう描くのか、どのように政策的に確立するかが問われるべきだと論じている。

森谷論文は、社会福祉学の観点から、オーストラリアにおける難民の社会統合政策を検証する。オーストラリアでは、難民を対象にした定住支援事業が多面的に展開されてきた。ところが、新自由主義の影響が浸透するにつれて、難民に対する社会福祉の抑制や、定住支援団体の間で競争や選別などが進み、難民を社会的に排除してしまう恐れもでてきている。新自由主義が色濃く反映されるなかで、難民の社会統合をいかに政策的に進めていくのかが問われている。

橋本論文は、国際法学の観点から、難民条約における「特定の社会集団の構成員」を事例に、国際法上の解釈方法を提示する。ウィーン条約法条約に基づきつつ、日本政府が「特定の社会集団の構成員」を解釈する際に、欧州勧告とEU資格指令の定義を考慮する法的義務があることを導き出す。この作業を通じて、難民条約の他の概念の解釈でも応用可能な解釈方法が提示される。

4本の論考は、それぞれ異なる視点から難民保護の課題をあぶり出している。本特集の知見が、今後の難民保護のあり方を考える一助となることを期待する。